

市街化調整区域における保険調剤を行う薬局

市街化調整区域内における薬事法第2条第11項に該当する薬局について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法（以下「法」という。）第34条第14号又は同法施行令（以下「令」という。）第36条第1項第3号ホの規定に該当し、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

※薬事法第2条第11項抜粋（この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所をいう。以下省略）

記

1 定義

薬局とは、薬事法第2条第11項に該当する薬局であり、かつ、健康保険法第63条第3項第1号に該当する保険薬局であること。

2 事業者の資格等

事業者の過去の経験及び実績を考慮して、当該薬局の実現性が明確であり、かつ、次の条件を満たしているものであること。

(1) 個人資格

薬局の開設に際し、薬剤師の免許を事業者（申請者に限る。）が有すること。
（法人等の場合は、その役員等に薬剤師の免許を有する者がいること。）

(2) 薬局開設資格

薬局の開設に際し、事業者（申請者に限る。）が薬事法による開設許可等を取得する見込みが明らかであること。

(3) 保険薬局の指定要件

健康保険法に定める要件のほか、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に適合すること。

3 立地の場所等

(1) 開発区域と市街化調整区域内の病院又は診療所の敷地との間隔が、おおむね50メートル以内であること。

(2) 令第36条第1項第3号ホの規定を適用する場合においても、前面道路については、法第33条第1項第2号に適合すること。

4 開発区域の面積等

(1) 開発区域の面積は、300平方メートル以下とし、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる必要十分な駐車場等が開発区域内に設けられていること。

(2) 開発区域は、前記3(2)の前面道路に、有効に6メートル以上接し、車両の出入りに支障がないようにするものであること。また、薬局（申請建築物）の出入り口が道路に面しているなど、建築物等の配置が薬局としての利用上十分配慮されたものであること。

5 建築物の規模等

- (1) 建築物は平屋建とし、建築物全体の延べ面積は、100 平方メートル以下であること。
また、利用者の用に供する部分については、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮すること。
- (2) 予定建築物は自己業務用の建築物であること。
- (3) 管理施設（事務室、休憩室、更衣室、物置等、管理運営する上で通常付属すると考えられる施設で、居住施設は含めない。）を併設する場合、その床面積は、延べ床面積の2分の1以下で、かつ、同一棟とすること。
- (4) 防犯上、配慮された建築物であること。
- (5) 予定建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮したものであること。

6 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

7 その他

- (1) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境に配慮したものであること。
- (2) 開発区域及び近隣の潤いある環境を確保するため、積極的な緑化を図ること。
- (3) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成 14 年 4 月 5 日から施行する。（平成 14 年 4 月 5 日第 1 回議決）

附 則

この基準は、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。（平成 16 年 4 月 22 日第 2 回議決）

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の際現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。

（平成 19 年 11 月 1 日第 4 回議決）